

(保育所版)

(別記)

## 福祉サービス第三者評価結果公表事項

### ①第三者評価機関名

愛媛県社会福祉協議会

### ②事業者情報

名称： 松山市立 石井保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 柳原 香津美	定員（利用人数）： 250名（261名）
所在地： 松山市西石井6丁目4番地34号	TEL 089（956）0849

### ③実地調査日

平成24年 2 月 1 日（水）～ 2 日（木）

### ④総評

#### ◇特に評価の高い点

市内でも規模の大きな当園は、平成18年4月、ニチイ学館に運営委託された松山市公設民営の保育園である。当評価機関による2回目となる今回の第三者評価受審では、多くの改善点が確認された。保育サービスの質の向上へ向けた当園の努力として高く評価したい。

なかでも、理念と基本方針が、市公立保育園共通の理念と基本方針との整合性を保ちながら整備されたことは大きい。第二は、各種マニュアルが作成されたことであり、第三は保護者満足へ向けた積極的な働きかけである。保護者アンケートを定期的実施して保護者の声を汲み取り、迅速に応えている。この姿勢は、今回の第三者評価「保護者アンケート」においても、保護者から高い評価が得られている。

また、地域や関係機関と一層積極的にかかわって連携し、子どもの園生活の充実を図るとともに、地域の子育てニーズの解決を担う拠点施設としての役割を果たしている。

#### ◇改善を求められる点

中・長期ビジョン及び計画、各年事業計画は、内容と体裁の改善が望まれる。また、各種マニュアルやその他文書の見直しについては、適切な実施時期の設定や分散化等の検討、並びに改訂内容や施行年月日を明記する等の記録化が望まれる。

### ⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

3年ぶりに2度目の第三者評価を受けました。前回改善を求められた公立保育園、法人の理念・方針をもとに地域や保護者の願い、子どもの現状を踏まえ、職員参加のもと理念や基本方針、保育目標を見直し、保育の充実に努力してまいりました。

今回の評価を受け、本園のめざす保育の方向性がよりはっきりし、さらなる改善点も見えてきたと考えます。これから保護者に寄り添い地域の社会資源として、子どもの育ちを支援していきたいと思えます。

### ⑥各評価項目にかかる第三者評価結果

(別紙)

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

## Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	Ⅰ-1-(1)-① 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-1-(1)-② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
Ⅰ-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	Ⅰ-1-(2)-① 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-1-(2)-② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

理念及び基本方針は、本市公立保育園の理念及び基本方針との整合性をもって明示され、職員や保護者、地域に向けて、さまざまな機会をとらえた周知努力が払われている。

## Ⅰ-2 計画の策定

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	Ⅰ-2-(1)-① 中・長期計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
	Ⅰ-2-(1)-② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・Ⓑ・c
Ⅰ-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	Ⅰ-2-(2)-① 事業計画の策定が組織的に行われている。	a・Ⓑ・c
	Ⅰ-2-(2)-② 事業計画が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-2-(2)-③ 事業計画が利用者等に周知されている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

中・長期計画や各年事業計画を職員や保護者へ周知する努力には、必要に応じて継続的な周知を図る等、大きな改善がみられる一方、策定にあたっては、本市「子育てゆめプラン」を視野に入れた当園独自の内容と体裁を整える等の改善が望まれる。

## Ⅰ-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅰ-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	Ⅰ-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	Ⓐ・b・c
	Ⅰ-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	
I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c
I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	Ⓐ・b・c

所見欄

管理者は、自らの役割と責任を職員に明示し、法令遵守や働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。また、ニチイ学館松山支店や系列園と連携して保育サービスの質の向上へ向けた課題を分析・検討し、経営や業務の効率化と改善に向けて指導力を発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

	第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	
Ⅱ-1-(1)-① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-1-(1)-③ 外部監査が実施されている。	a・Ⓑ・c

所見欄

経営環境は、公式・非公式の情報を総合的に評価分析して把握している。定期的開催される支店・系列園園長との分析・検討を踏まえ、当園の課題解決に積極的に取り組んでいる。  
外部監査は実施していない。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

	第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。	
Ⅱ-2-(1)-① 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(1)-② 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(2)-② 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
Ⅱ-2-(3)-① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	Ⓐ・b・c
Ⅱ-2-(3)-② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(3)-③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	a・Ⓑ・c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。	
Ⅱ-2-(4)-① 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	Ⓐ・b・c

(保育所版)

所見欄

職員の採用計画は、支店を中心にした会社の組織として作成されており、人事考課は、現在試行段階にある。就業状況が定期的に集計分析され、必要な配慮と対応が行われ、職員からも働きやすい職場と評価されている。また、職員の福利厚生は、親睦を兼ねたレクリエーションや健康管理を中心に行われている。質の向上を目指した教育・研修に関する基本姿勢は、組織として明示され、現在一部職員については個別計画に基づく研修が行われている。実習生は年間を通して積極的に受け入れ、指導体制を整備して学生の体験的な学習を支援している。

II-3 安全管理

	第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。	
II-3-(1)-① 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-② 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	Ⓐ・b・c
II-3-(1)-③ 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

緊急時の対応を含め、子どもの園生活の安全は、対応マニュアルを整備し、職員の教育・研修や日常のチェック体制等によって適切に確保されている。また、災害時の子どもの安全は、年間を通して安全教育と防災・避難訓練を行い、非常時の食料や水などを備蓄して備えている。

II-4 地域との交流と連携

	第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	
II-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-② 事業所が有する機能を地域に還元している。	Ⓐ・b・c
II-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	Ⓐ・b・c
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。	
II-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	Ⓐ・b・c
II-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	Ⓐ・b・c
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	Ⓐ・b・c

所見欄

従来から地域とのかかわりは重視してきた当園であるが、さらに積極的な取組みと改善がみられる。子どもの生活と地域とのかかわりはもとより、保健センター等地域の関係機関と連携して潜在的な保育ニーズを把握し、それらを当園の保育サービスや地域子育て支援センターのプログラムへ迅速に反映させている。特筆に値する地域へむけた当園の貢献といえる。

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

## Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス用者を尊重したサービス提供について共通の 行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の上昇を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(3)-①	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-②	苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-1-(3)-③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

<p>当園の保育は、子ども一人ひとりを尊重する姿勢を基本に行なわれると同時に、保護者満足の上昇に積極的に取り組んでいる。定期的に保護者アンケートを実施し、その結果を迅速に改善につなげ、保護者からも高く評価されている。</p> <p>保護者対応に関連して、苦情や要望に応える体制が適切に整備されている。解決へ向けた迅速な対応と、申出者の意向を踏まえた結果の公表等、一連の対応が適切に行われている。</p>
---

## Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善 実施計画を立て実施している。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(2)-①	提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供 されている。	a・Ⓑ・c
Ⅲ-2-(2)-②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-①	利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-②	利用者に関する記録の管理体制が確立している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-2-(3)-③	利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	Ⓐ・b・c

所見欄

当評価機関による第三者評価を受審して以来、定期的に保育サービス全体の見直し・点検を全職員がかかわって行い、そのつど必要な改善に努めてきた。そのうち、さまざまな保育場面の対応の内容と手順が「保育マニュアル」として文書化されたことは、大きな改善点の一つとして評価できる。  
子どもに関する記録は、定められた様式を用いるとともに、独自の記録方式を導入するなどの工夫がみられる。こうした個人記録は、規程や体制を整備して適切に保管・管理されている。

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
Ⅲ-3-(1)-①	利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(1)-②	サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
Ⅲ-3-(2)-①	事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

保育所選びの情報は、「園のしおり」やパンフレット、ホームページ等、十分に提供されている。利用希望者には丁寧な個別面談を行い、入園に向けた適切な支援が行われている。  
また、保護者の都合等による転園は、定められた手続きにより行い、家庭保育への移行に際しては、当園相談窓口や地域子育て支援センターの利用を案内する等、保育の継続性に配慮した支援が行われている。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
Ⅲ-4-(1)-①	定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-4-(2)-①	サービス実施計画を適切に策定している。	Ⓐ・b・c
Ⅲ-4-(2)-②	定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	Ⓐ・b・c

所見欄

一人ひとりの子どもに関する情報は、定められた様式を用い、チェック体制を備えて適切に記録されている。  
また、指導計画は、入園前後に収集される情報や保護者の意向等に基づき、複数の職種がかかわって作成され、定期的な評価・見直しを通して、継続性・連続性に配慮した保育が行われている。

**A-1 子どもの発達援助****1- (1) 発達援助の基本**

	第三者評価結果
A-1-(1)-① 保育計画が、保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-② 指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-③ 入園当初の環境変化に対応できるよう支援している。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

保育課程及び指導計画は、理念や基本方針、保護者の意向等を反映させて作成されている。定期的な評価・見直しにより、保育の連続性を踏まえた保育が行われている。また、入園当初の子どもと保護者の不安を軽減するため、一人ひとりの状態や課題を踏まえた丁寧な対応を心がけ、無理のない園生活への適応を図っている。

**1- (2) 健康管理・食事**

	第三者評価結果
A-1-(2)-① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-③ 歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-④ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑤ 食事を楽しむことができる工夫をしている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑥ 子どもの給食内容について、献立の作成・調理の工夫が行われている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑦ 子どもの喫食状況を把握するなどして、保育所給食の向上について体制が整えられている。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑧ 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	Ⓐ・b・c
A-1-(2)-⑨ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医等からの指示を得て、対応を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

日々の子どもの健康は、登園から降園に至る園生活の中で確認し、体調不良の際は、看護師が連携して対応している。定期的実施される健康診断や歯科検診の結果は、保育に反映させるとともに、保護者にも確実に伝達される仕組みができています。

感染症発生の際は、マニュアルの手順に沿って対応し、保護者には発生状況や予防方法等を迅速に伝え、感染の拡大を予防している。

当園の食育は、近隣農家や保護者の協力を得て、食の大切さを学ぶ一連の活動を楽しく学べるよう配慮して行っている。給食は市統一メニュー及び地産地消を基本に提供している。各保育室は、落ち着いて楽しく食事できるよう工夫されている。子どもの食べるようすや好みは、調理職員が各保育室を巡回して把握し、調理方法等へ反映させるとともに、体調不良の際は、内容や調理方法を柔軟に変更して提供する等、調理室と保育室との連携がよくとれている。また、日々の給食サンプルの展示や「給食だより」により、家庭での子どもの食生活につなげ、給食試食会で出される保護者の声は、給食に反映させるよう努めている。

アレルギー疾患のある子どもの給食は、専門医の指示書に基づく除去食を提供しており、配膳ミスや誤食が起きないように、必ず複数の職員がかかわって対応している。

## 1- (3) 保育環境

	第三者評価結果
A-1-(3)-① 子どもが心地よく過ごすことができる環境を整備している。	Ⓐ・b・c
A-1-(3)-② 生活の場に相応しい環境とする取組を行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

水周り、遊具や玩具などが清潔に保たれ、保育室や廊下、壁面は、子どもの作品などが適度に飾られ、子どもの生活にふさわしい落ち着いた環境となっている。

3歳未満児の保育は、育児担当制を取り入れて情緒の安定を図り、3歳以上の保育室は思い思いに過ごせるコーナーを設けるなど、子どもの発達に沿った生活環境が整えられている。

## 1- (4) 保育内容

	第三者評価結果
A-1-(4)-① 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-② 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-④ 身近な自然や社会とかわかれるような取組がなされている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑤ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑥ 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮されている。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑦ 子どもの人権に十分配慮するとともに、文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑧ 性差への先入観による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないよう配慮している。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑨ 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(4)-⑩ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c
A-1-(1)-⑪ 障害児や気になる子どもの保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

発達の支援は、一人ひとりの子どもの理解を基盤に、子どもの自発性やペースを尊重して行なっている。

遊びや生活の中で起きる子ども同士のトラブルや困った場面などでは、子どもたち自身が考えて解決しよう、見守りながらかわっている。当園は、地域とのかかわりや自然とのふれあいを積極的に保育に取り入れている。園内外でのさまざまな経験を通して地域のことを知り、公共交通機関の利用は、利用の仕方だけでなく、マナーやルールを学ぶ機会となっている。

食育にも当園独自の工夫がみられる。近隣農家のご厚意で借りた畑で野菜や稲を栽培している。収穫して調理し、試食する楽しい体験は、食べものと自分たちの体や健康へ目を向けるきっかけとなっている。

子どもの人権擁護に関しては、個人情報保護、自尊心や羞恥心や羞恥心また性差による固定的な観念や役割分担意識等に十分配慮したかわりを心がけている。

長時間を過ごす園生活では、ゆったりと子どもを受けとめることを心がけている。眠くなったり疲れた時に横になったり、静かに過ごせるコーナーを設け、とくに延長保育は同じ担当者がかわり、安心して過ごせるよう配慮し、しっかりした引継ぎを行って昼間のようにが保護者へ適切に報告できるよう心がけている。

乳児の保育室は、安全な環境が整えられ、乳児特有の生活と発達を支える保育が行われている。

障害のある子どもの保育は、専門家の助言や指導を受け、家庭と協力しながら、子ども一人ひとりの特性や課題、状態等に応じて適切な支援ができるよう努めている。



**A-2 子育て支援****2- (1) 入所児童の保護者の育児支援**

	第三者評価結果
A-2-(1)-① 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談などを行っている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-② 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-④ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに所長まで届く体制になっている。	Ⓐ・b・c
A-2-(1)-⑤ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行う体制が整っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

子どもの発達や子育て等について、保護者との相互理解を図るため、日常の情報交換や個別面談のほか、個別懇談や家庭訪問、給食試食会や懇談会を定期的に行っている。当園の保育参観は参加型で行っており、保護者の要望に応じて3日間連続の日程を設定し、参加機会の拡大を図っている。

児童虐待への対応は、マニュアルを整備し、早期発見・早期対応につなげる仕組みを整え、園内外の学習会や研修会に参加し、虐待に関する知識を深めている。児童相談所等の関係機関とは、定期的な協議を行うほか、きめ細かな支援体制を整えている。

**2- (2) 一時保育**

	第三者評価結果
A-2-(2)-① 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	Ⓐ・b・c

## 所見欄

一時保育を利用する子どもの生活は、通常保育の子どもたちと特に変わりはなく、自然に交わりながら生活している。保護者と丁寧にかかわって子ども一人ひとりを受けとめ、安心して生活できるよう支援している。

**A-3 安全・事故防止****3- (1) 安全・事故防止**

	第三者評価結果
A-3-(1)-① 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-② 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-③ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-④ 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
A-3-(1)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	Ⓐ・b・c

所見欄

子どもの園生活の安全と事故防止は、調理室や水周りの衛生管理をはじめ、食中毒や事故、災害が発生した時や不審者が侵入した時など、さまざまな状況を想定してマニュアルを策定し取り組んでいる。また、園内外の職員対象の研修とともに、子どもへの安全教育・避難訓練が年間を通して計画・実施されている。

そのうち、火災発生や不審者侵入を想定した訓練は、消防署や警察署の協力と連携により行い、職員対象の救命救急法の講習は、全員が定期的受講している。